

し尿汲み取りの申し込み

地区ごとに定められた収集許可業者に、遅くとも前日まで直接申し込みしてください。

地区名	収集日	許 可 業 者	電話番号
余 目 全 域	月曜日から 金曜日	(有) 余 目 衛 生 事 業 所	4 2 - 0 6 2 8
立 谷 沢	土曜日		
清 川			
狩 川	随時	(株) エ ル デ ッ ク	3 3 - 1 2 2 2 (汲み取り専用)

浄化槽清掃の申し込み

許可業者	電話番号
(有) 余目衛生事業所	42-0628
(株) エルデック	34-3355

浄化槽の維持管理について

1. 保守点検

浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を4ヶ月に1回以上実施しなければなりません。

2. 清掃

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。それをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。清掃では、汚泥の引き抜き等を年に1回以上行わなければなりません。

3. 法定検査

定期検査は、自動車の車検に当たるもので、浄化槽が適正に機能し、適正な排水を放流しているか、BOD等の検査値で判定するものです。浄化槽法第11条により、浄化槽管理者（設置者）は毎年1回、県の指定検査機関の行う検査を受けることが義務付けられています。

県指定検査機関

公益社団法人 山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田 695-8 TEL 0237-48-2469

浄化槽使用廃止届について

浄化槽の使用を廃止した際、浄化槽管理者はその日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を提出することが浄化槽法で義務付けられています。詳しくは庄内町環境衛生係 TEL43-0248、43-0254 までお問い合わせください。

どんなときに手続きが必要？

- 公共下水道や農業集落排水に切り替えたとき
- 現在使用中の建物を解体したとき
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽に切替えたとき
- 転居や転出で浄化槽を使用しなくなったとき